

地産地消や大都市への直売等の推進

【9, 671百万円】

対策のポイント

地産地消や大都市への直売などの取組を緊急的に拡大し、地域に所得や雇用の機会を創出するため、都市部等における直売所の整備やインショップの展開、公園等での仮設型の直売施設の試験展開等を支援します。

学校給食における地場産物の利用を拡大するため、学校給食での地場農畜産物の利用拡大メニューの開発・原料費等の助成、米飯学校給食のための電気炊飯器の導入等を支援します。

(地産地消等の現状)

- ・ 全国の直売所は約1万3千ヵ所、うち農協や市町村による常設は約3,000ヵ所
- ・ 農協や市町村等が運営する直売所1ヵ所当たりの地場農産物の年間販売額は約6,000万円
- ・ 学校給食法の改正（平成20年6月）により、学校給食において地場産物の活用に努めることが法的に位置づけ
- ・ 平成19年度の学校給食における地場産物の使用割合は、食材数ベースで23.3%
- ・ 文部科学省は、米飯学校給食の新たな目標として「週3回以上」(週3回以上の地域や学校については、週4回程度などの目標設定を促す)を通知
- ・ 米飯学校給食の実施回数の1回増加で、米の消費拡大は約33,000トン

政策目標

学校給食における地場農産物の使用割合を
平成22年度までに30%以上へ

<内容>

1. 都市部等における地産地消・産直の展開に対する支援

(1) 都市部等での直売所の機能強化、インショップ等の展開、地場流通システムの確立

- ① 生産者に即時に売上情報を提供する新たなPOSシステムの導入など、既存の直売所の機能強化を支援します。
- ② 量販店でのインショップの開設や産直による量り売り販売の導入などに必要な機器整備や集荷・配送の実証等に対して支援します。

(2) 仮設型直売システム（マルシェ）の普及

大都市地域において、テント等を用いた仮設型直売所をモデル的に展開するため、設立・運営に必要な経費を支援するとともに、仮設型直売所の設立・運営技術を普及するため、調査・普及に必要な経費を支援します。

(3) 都市部等での直売施設展開の調査、販売・取組促進活動の支援

大都市での直売所のマッチングイベントの開催や直売所等の展開方向に係る調査の実施に対して支援します。

(4) 学校給食における地場産物の利用拡大

平成22年度までの2年間、地場産物の利用割合を一定以上増加させる計画を有する地域に対して、生産者と学校給食関係者等の連携活動や地場の野菜や牛肉等の利用を拡大した献立の導入に要する地場産物の原料費、地場産物の利用を増加させるために必要な集荷・配送の経費等を助成します。

(5) 電気炊飯器を使用した米飯学校給食の推進

家庭用電気炊飯器を学校で使用することにより、地元産米を活用した米飯給食の推進をするモデル的な取組について支援します。

地産地消・産直緊急推進事業（新規） 8,671百万円
補助率：1/2以内、定額
事業実施対象：上記1の取組のうち
(1)農業協同組合、農業者グループ、民間事業者等
(2)NPO、地域協議会、第3セクター、民間企業等
(3)民間事業者等
(4)市町村、地域協議会等
(5)生産者団体等

2 地産地消や産直に必要な施設整備に対する支援

大都市の消費者ニーズに対応するため、産地の周辺地域に加え、産地から離れた大都市等での農産物直売施設や地域食材供給施設の整備等に対して支援を拡大します。

地場農産物を安定的に供給する中間事業者、食品企業等による処理加工施設や流通施設の整備も支援の対象とします。

強い農業づくり交付金（地産地消・産直緊急特別枠） 1,000百万円
補助率：1/2以内
事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者グループ、食品事業者等

担当課：生産局技術普及課 (03-6744-2110 (直))
食肉鶏卵課 (03-3502-8473 (直))
総合食料局総務課 (03-6744-2223 (直))
消費流通課 (03-3502-7947 (直))